令和２年（２０２０年）の不当労働行為救済申立審査期間の

目標達成状況等の公表

労働組合法（昭和２４年法律第１７４号）第２７条の１８の規定により、令和２年（２０２０年）における不当労働行為事件の審査の期間目標の達成状況その他の審査の実施状況を次のとおり公表する。

令和３年（２０２１年）１月２１日

熊本県労働委員会会長　中内　哲

（１）審査の目標期間

申立てから命令書交付までの目標期間を１年としている。

（２）目標の達成状況及び審査の実施状況

No.	事件番号	申立年月日 終結年月日	処理日数	申立事項	終結状況	調査・審問の回数
1	平成 31 年 (不) 第 1 号	平成 31.1.8 令和 2.10.12	644	①雇止めした組合員3名を原職復帰させ、賃金相当額を支払うこと。 ②団体交渉に誠実に応じること。 ③②等により組合の運営について支配介入をしないこと。 ④ポストノーティスを実施すること	関与和解成立	調査 申立人　8 回 被申立人 9 回 審問 2 回